

第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市

市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。

第1節 総合的な安全体制づくり

1 消防 2 救急 3 防災 4 防犯 5 交通安全

第2節 安心で平和な市民生活支援

1 平和行政 2 消費生活

1 消防【第1部会】 〔消防本部〕

<現況と課題>

- 本市の消防は常備消防と非常備消防の消防団で組織され、消火活動や火災の予防活動など、市民が安全な生活を営むうえで必要な幅広い消防活動を展開しています。
- 都市化の進展や生活様式の変化等により災害も複雑化、大規模化の傾向を強め、予測しがたい災害発生の危険に対応できるように、消防装備の高度化をはじめ適切な分署配置や情報処理体制の整備、職員の充実強化などに努め、機動力のある消防体制の確立を図るとともに、市民の防火意識の高揚など予防対策を充実する必要があります。
- 将来にわたり、さらなる消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を課題とし検討する必要があります。
- 地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行等をふまえつつ、消防としての的確な対応が求められています。
- 地域に密着した防災機関として重要な役割を担う消防団についても消防団員の確保などに努め、消防団体制の強化に努めるとともに、今後とも消防本部と一体となった活動を推進していく必要があります。
- 消防団員の被雇用化率の増加に伴い、事業所等の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要不可欠となっています。

<施策の目標>

かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など適正な消防力の維持を図ります。消防体制を強化するとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。消防団員の確保を図るとともに、事業所等の消防団活動に対する理解と協力を求め、活動環境の整備を推進します。

<施策の方向>

- ①防火意識の高揚
- ②予防行政の推進
- ③消防力の充実
- ④消防団員の確保及び活動環境の整備

<計 画>

- ①防火意識の高揚
 - 様々な広報媒体を活用した効果的な防火啓発活動の充実に向けて、地域ごとの初期消火訓練等のもとより、災害弱者である高齢者や障がい者等を対象とした防火講習会の開催に努めます。
 - 住宅火災警報器等の設置の普及促進を図るとともに、住宅防火対策の推進に努めます。

② 予防行政の推進

- 事業所等に対して、消防用設備等の保守管理体制の確立、災害発生時における避難誘導體制の整備など立入検査、訓練指導を推進します。
- 石油コンビナート等特別防災区域をはじめとする危険物施設等の災害防止のため、立入検査等の強化を図ります。

③ 消防力の充実

- 消防庁舎は、災害時における活動拠点としての本署機能を強化するとともに、署所の適正な配置を図るため東・西分署の整備・充実に努めます。
- 災害態様の複雑多様化や武力攻撃事態等に備え、消防隊員の増強と警防体制の整備強化に努め、消防車両及び資機材等の整備・充実に努めるとともに、大規模な災害等で緊急消防援助隊として消防力の広域的な運用を図ります。
- 水道の減水・断水時を考慮し、消防活動に必要な耐震性防火水槽及び消火栓を計画的に整備し、消防水利の確保と充実に努めます。
- 消火救急救助部隊の円滑かつ効率的な活動を図るため、消防の広域化・共同化を視野に入れた消防無線のデジタル化、また、先端技術を駆使した消防通信システムの高度化を図り、通信指令体制の整備に努めます。
- 社会構造の変化などによる複雑多岐にわたる救助ニーズに対処するため、救助隊員の知識及び技術の向上など救助体制の充実強化に努めます。

④ 消防団員の確保及び活動環境の整備

- 消防団の地域に密着した消防活動を推進するため、分団の装備の充実に努め、青年層の団員確保と団活動の活性化を図ります。
- 消防団活動の事業所への一層の理解と協力を得るため「消防団協力事業所表示制度」を推進します。

■ 関連計画

◆ 高砂市消防計画

基本理念：かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など適正な消防力の維持を図り、消防体制を強化するとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。

2 救急【第1部会】 〔消防本部〕

<現況と課題>

- 救急業務は、疾病構造の多様化、高齢化の進展などにより、ますます増加の傾向にあり、より専門的な知識と高度な救命技術が求められ、救急救命士の養成や高規格救急車等の整備及び更新など救急救命体制の一層の充実を図る必要があります。
- 救急需要に応じ、救急救命士の処置範囲拡大による救急の高度化に伴い、認定救命士の増強を図る必要があります。
- 本市の救急隊が搬送したすべての心肺停止傷病者の救命効果は全国水準と比較しても高く、地域におけるメディカルコントロール体制※1のさらなる充実強化を図るとともに、医療機関と密接な関係を構築し、今後も救命率を向上させる必要があります。
- 救急車が到着するまでの間の応急処置が傷病者の救命率向上につながることから、市民への応急手当の普及・啓発も課題となっています。
- 感染症（新型インフルエンザ等）の新たな救急事案の発生が危惧され、その対策や整備が課題となっています。
- 円滑な救急業務を遂行するため、消防機関と救急医療機関のさらなる連携強化が求められています。

<施策の目標>

疾病構造の多様化、高齢化の進展等をふまえ、高規格救急車の整備と救急救命士の養成及び資質の向上に努めるとともに、市民に対し応急処置の普及・啓発を推進します。また、新たな救急事案に関する教育、二次感染防止対策の整備を進めるとともに、医療機関との密接な連携体制を強化し、救急救命体制の充実強化に努めます。

<施策の方向>

- ①応急処置の普及・啓発
- ②救急救命体制の充実
- ③メディカルコントロール体制の充実
- ④感染症対策の整備

<計 画>

- ①応急処置の普及・啓発
 - 尊い生命を救うため、救急自動車到着前にバイスタンダー※2による応急手当が適切に実施されるよう、一般市民に対し応急手当の普及啓発と救命講習の開催を推進するとともに、救急車の適正利用の周知に努めます。
- ②救急救命体制の充実
 - 年々増加傾向にある救急ニーズに対処するため、救急車両の更新、救急救命処置機器の導入、救急救命士資格者の養成、医療機関との密接な連携強化等救急体制の充実、強化に努めます。
 - ひとり暮らし高齢者等の救急活動を行うため、地域協力員の協力を得て緊急通報システムの円滑な運用を促進します。

③メディカルコントロール体制の充実

○受入れ医療機関の選定困難事案の解消を図るため、メディカルコントロール協議会の枠組を活用し消防機関と医療機関のさらなる連携の強化に努めます。

④感染症対策の整備

○新たな救急事象事案に対する教育、二次感染防止対策及び資機材等を整備し、救急隊員の安全確保を推進します。

※1 メディカルコントロール（MC）体制

MC体制とは医師の指示、指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急救命士の再教育体制

※2 バイスタンダー

救急現場に居あわせた人（発見者、同伴者等）のことで、適切な処置ができる人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる人員

3 防災【第1部会】【第2部会】

〔企画総務部危機管理室〕

〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課・建築指導課〕

<現況と課題>

- 我が国は、地震・風水害等自然災害を受けやすいという条件にあり、ひとたび大地震が発生すれば予測しえない複合的な大きな被害をもたらします。
- 平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の台風23号、平成21年の台風9号など多くの災害の教訓を生かし、起こりうる災害形態を想定し、被害を最小限に抑えるため総合的な防災対策を推進する必要があります。
- 特に近年は、異常気象による局地的な集中豪雨が全国的に多発し、本市においても、浸水被害を受けた過去の教訓を生かし、河川改修や低地における浸水対策を早急に進める必要があります。
- 今後は防災基盤の整備を前提に、とくに密集市街地での災害対応や、宅地・建物の安全性を確保するため、山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所での災害防止対策及び解消策の検討が必要となっています。また民間建築物の耐震化をいかに進めるかが課題となっています。
- 強毒性及び感染力の強い感染症（新型インフルエンザ等）が発生した場合に備えた対策についても、市として果たす役割を明確にし、市民生活の安全を図ることが重要となっています。

<施策の目標>

災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害の軽減に努め、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ります。

また、防災拠点としての公共施設の整備や安全な避難体制の確立をはじめ、迅速な情報の提供、処理など防災基盤の強化を図り、地域における防災対応力を向上するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

<施策の方向>

- ①防災基盤の整備
- ②自主防災体制の推進
- ③防災対応力の充実
- ④宅地の安全性の確保
- ⑤建築物の耐震化
- ⑥感染症対策

<計画>

- ①防災基盤の整備（5-1-3 土地利用 ④）（5-3-2 交通施設 ④）
 - 災害時の救援、復旧などの拠点となり、物資の集積配送の基地となる防災拠点の整備や避難施設の耐震化を図り、防災施設への避難通路等の確保に努めます。
 - 救援物資の搬送のための道路、橋梁の整備、耐震化等を図るとともに、生活に必要な上下水道の耐震化を図ります。

- 河川、ため池及び下水道の計画的な整備、改修による浸水に強いまちづくりの推進を図ります。
- 老朽木造建物の集約化や建替えなどによる地震に強いまちづくり、建物の不燃化促進などによる火災に強いまちづくりを推進します。
- 防災用資機材の整備及び備蓄物資の確保及び拡充を図ります。
- ②自主防災体制の推進
 - 学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて防災教育を推進するとともに、市民参加の防災訓練の実施や防災講習会や出前講座の開催などにより、防災知識の普及、啓発に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。
 - 地域が連携した自主的な防災活動を支援するため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成、強化を図ります。
- ③防災対応力の充実
 - 初動体制の確立や災害対策本部機能の強化、救助救出体制、緊急輸送体制の整備など総合的な防災体制を確立します。
 - 防災行政無線、防災ネットたかさごなどを活用し、多元的に情報を収集・発信する災害情報システムを構築します。
 - 災害対策の基本となる地域防災計画を適宜見直し、実効性の確保に努めます。
 - 武力攻撃事態等が発生した場合には、高砂市国民保護計画に基づき、避難・救援等の措置を行います。
- ④宅地の安全性の確保
 - 山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所での災害防止対策及び解消に努めます。
- ⑤建築物の耐震化
 - 助成制度（特に民間建築物への助成）の策定を検討するとともに、耐震改修促進計画の実施を推進し、市民への耐震意識の向上を図ります。
- ⑥感染症対策
 - 感染症（新型インフルエンザ等）発生時の医療・搬送体制及び院内感染防止対策、公的機関の資機材等の備蓄及び家庭での備蓄等に関して情報の収集と提供に努めます。

■関連計画

◆高砂市地域防災計画

◆高砂市国民保護計画【2007年（平成19年）3月策定】

◆高砂市耐震改修促進計画【2007年度（平成19年度）～2015年度（27年度）】

基本理念：阪神淡路大震災の教訓を受け、今後予測される大地震被害を減少させるまちづくり政策

◆高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画

【2006年（平成18年）10月～2015年度（27年度）】

◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度（平成23年度）～2031年度（平成43年度）】

◆高砂市新型インフルエンザ対策行動計画【2010年（平成22年）2月策定】

4 防犯【第1部会】

〔企画総務部危機管理室〕

<現況と課題>

- 本市における刑法犯総数は近年減少しているものの、年間千数百件前後で推移しており、そのうち窃盗犯罪が約7割を占めています。
- 近年、携帯電話、インターネットなどの電子メディアによる青少年への影響が大きな問題となっており、青少年を有害な情報から守るための対策が必要となっています。
- 振り込め詐欺の被害も多発しており、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等手口も多様化している状況にあります。
- 核家族化が進み、地域の結びつきが弱まり、犯罪防止機能の低下が危惧されるなか、平成19年の市内小学校脅迫事件を契機に全市で子どもたちを見守る機運が盛り上がり、地域での活動が大きな犯罪の抑止力になっています。
- 市民自らの防犯意識が高まるなか、関係機関、関係団体や家庭、学校、地域との連携、協力をより一層深めることにより環境の浄化や青少年の健全育成に努め、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる犯罪のない明るい地域社会づくりを推進していく必要があります。

<施策の目標>

関係機関、関係団体、地域社会との連携により、防犯意識を普及、啓発していきます。地域、学校、家庭での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。また、防犯灯の設置等、防犯環境の整備を推進します。

<施策の方向>

- ①防犯意識の高揚
- ②防犯環境の整備

<計 画>

- ①防犯意識の高揚
 - 警察、防犯協会、地域の子ども見守り団体との連携による普及、啓発や地域、学校、家庭での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めます。
 - 「明るい安全安心まちづくり市民大会」などの事業の推進や、出前講座を通じて防犯グループの育成に努めます。
 - 迅速な犯罪情報や防犯情報を取得するため、ひょうご防犯ネットの普及促進に努めます。
- ②防犯環境の整備
 - 地域ぐるみで防犯活動や環境浄化活動の充実を図るとともに、青色防犯パトロール車による啓発に努めます。
 - 宝殿駅北警察官立寄所のさらなる活用と、防犯灯の設置、改修を進め、安心して暮らせる防犯環境の整備を推進します。

5 交通安全【第2部会】

〔まちづくり部管理課・建設課〕

<現況と課題>

- 交通事故被害者対策の充実に向けて、相談窓口の啓発が必要となっています。
- 交通安全思想の普及を図るとともに、交通安全施設を整備する必要があります。
- 死亡事故に占める高齢者の割合が高く、対応策が求められています。

<施策の目標>

交通事故などから市民の安全を守るとともに、交通の円滑化を図るため、歩道や自転車道のある道路整備や交通安全施設などの整備を進めます。「人優先」の交通安全思想を基本に、子どもから高齢者までに普及、啓発していきつつ、来たる超高齢社会に対応した新たな施策を進めます。

<施策の方向>

- ①交通安全思想の普及
- ②交通事故被害者対策の充実
- ③高齢者自身の交通安全意識の高揚
- ④交通安全施設の整備

<計 画>

- ①交通安全思想の普及
 - 高齢者、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童に体験型交通安全教育を実施することにより、市民が基本的なルールやマナーを習得できるように促します。
- ②交通事故被害者対策の充実
 - ホームページに兵庫県の交通事故相談所の案内を掲載します。
- ③高齢者自身の交通安全意識の高揚
 - 道路横断体験などを取り入れ、高齢者安全教室の強化を図ります。
 - 高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図ります。
 - 改正道路交通法の施行により、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことについて、周知徹底を図ります。
- ④交通安全施設の整備（5-3-2 交通施設 ⑤）
 - 道路照明灯、カーブミラー、区画線、防護柵等の交通安全施設の整備を推進するとともに歩行者の安全確保のため、歩道や通学路の整備と確保に努めます。

■関連計画

- ◆第9次高砂市交通安全計画（策定中）

1 平和行政【第1部会】

〔企画総務部総務課〕

<現況と課題>

- 世界の恒久平和は、人類共通の願いですが、今なお世界のどこかで紛争が続いています。戦後、日本には平和と豊かさがもたらされ、悲惨な戦争の記憶や平和に対する感謝の意識が薄れつつあります。
- 本市では、昭和57年に核兵器を廃絶し、国際平和を実現するため「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。
- 日本が世界最初の被爆国となってから60年以上が経過し、戦争を知らない世代が多くを占めています。戦争の恐ろしさや悲惨さを風化させず、平和の大切さ・尊さを後の世代に語り継ぎ平和な社会が引き継がれるよう、平和意識の普及に努める必要があります。

<施策の目標>

「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民とともに恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図ります。

<施策の方向>

①平和意識の啓発

<計 画>

①平和意識の啓発

○核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨をふまえ、市民の誰もが核兵器のない平和な世界の実現に貢献できる社会環境づくりを推進するため、平和非核意識の普及、啓発などの施策を市民とともに積極的に推進します。

◆核兵器廃絶平和都市宣言【1982年（昭和57年）6月14日】

核実験、核兵器の使用が人類を破滅に導くことは必至であり、その唯一最大被害者たる日本国民は凄惨な原爆災痕を世界各国に認識せしめてきたのである。

しかしながら、今日なお世界の動きは、核兵器の製造、実験が繰り返され、国際情勢も極度に緊張を加え、核戦争の危機をはらんでいることは、まことに憂慮すべきことである。

私たちはこのような、人類を脅かす核実験、核戦争の禁止を求め、人類の幸福と平和を念願するものである。ここに高砂市は日本国憲法の平和精神に基づいて、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、永久平和確立のため「核兵器廃絶平和都市」であることを宣言する。

2 消費生活【第2部会】

〔生活環境部市民活動推進課〕

<現況と課題>

- 近年、消費者取引の多様化及び複雑化を受け、従来の消費者取引に関するルールのすき間をぬった、様々な消費者トラブルが発生しています。
- 市の消費生活センターの機能を強化することにより、電子機器普及拡大による消費者被害や高齢者を狙った悪質な訪問販売等の苦情相談に適切かつ速やかに対応する必要があります。
- 高齢化社会が進展するなかで、高齢者の消費者被害を防止するためには、介護支援団体や地域団体など各種団体との連携強化が必要となっています。
- 消費者全体が、トラブルを防止するために必要な知識を得られることが大事であり、学校、地域、家庭、職場など様々な場所で生涯を通じて消費者教育が受けられ、また消費者事故等に関する情報が得られる環境づくりが課題となっています。
- 近場の野菜などを積極的に利用するなど地産地消に努め、食品ごみをできるだけ少なくするなど、消費者一人ひとりが、地球温暖化の抑制を認識することが必要となっています。

<施策の目標>

関係機関や各種団体との連携により、消費者保護対策や消費者教育を推進します。多様化・複雑化する消費者問題への対応、被害の防止のための啓発を行い、相談体制の充実を図ります。

<施策の方向>

- ①消費生活センターの機能強化
- ②消費者保護対策のための各種団体との連携
- ③消費者教育の推進

<計 画>

- ①消費生活センターの機能強化
 - 消費生活相談員の増員、法令研修等参加による知識の高揚など消費生活センター機能の強化並びに多重債務者への対応強化を図ります。
- ②消費者保護対策のための各種団体との連携
 - 消費者被害救済のため民生委員、介護者、警察、司法書士、弁護士など各種団体とのネットワークづくりにより、地域ぐるみで被害防止と救済にあたります。
- ③消費者教育の推進（5-2-1 地球温暖化対策 ③）
 - 消費生活センターと国民生活センターとを結ぶネットワークシステムを利用し、消費者事故に関する情報を収集・提供・活用することにより、消費者教育のより一層の推進を図ります。

市の自然、文化、歴史などの地域特性をふまえた土地利用構想に基づき、社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざします。

また、地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組みを進めます。

第1節 快適な生活環境の充実

1 水道 2 ごみ処理 3 下水道 4 し尿処理 5 斎場

第2節 環境保全による共生と循環

1 地球温暖化対策 2 地域環境の保全

第3節 安全で快適な都市基盤の整備

1 土地利用 2 交通施設 3 公園・緑地
4 河川・港湾 5 市営住宅 6 市街地整備 7 景観まちづくり

1 水道【第2部会】 〔水道事業所〕

<現況と課題>

- 平成16年4月、水道法における水道水質基準改定で、より安全で良質な水道水の供給が義務づけられ、同年6月に厚生労働省の「水道ビジョン」が発表されました。
- 経営財政面では、景気低迷、人口減少、節水機器の普及などにより、水道使用量が平成10年度をピークに減少し続け、事業経営の見直しが必要となっています。
- 施設整備面では、老朽化した施設の更新、既存施設の耐震性能強化、浄水施設の整備など施設機能の強化に、多額の投資を必要とする状況にあります。
- 維持管理面では、清浄で安全な水道水を安定供給するため、老朽管や施設を更新していくとともに、耐震強化等が必要となっています。
- 応急給水拠点の整備(耐震性貯水槽)、基幹施設の耐震化(水源地配水タンク1基)、水質劣化防止(中高層建築物への直接給水)、水源環境保全、水質検査体制の充実が課題となっています。

<施策の目標>

安心しておいしく飲める水を供給することを第一と考え、安定的に水を供給できる体制整備を推進するとともに災害に強い施設整備に努めます。

また、事業の効率化、人材の育成、サービスの向上を図り事業運営基盤の強化に努めます。

<施策の方向>

1. 上水道

- ①安心しておいしく飲める水道水の供給
- ②いつでもどこでも安定的に水道水を供給
- ③持続可能な事業運営基盤の強化
- ④環境保全への貢献

2. 工業用水道

- ①工業用水の安定確保
- ②災害に強い水道

<計 画 >

1. 上水道

- ①安心しておいしく飲める水道水の供給
 - 突発的な水質事故を防止するため、取水地点などの水質監視を強化し、加古川河川水の水質調査により良好な水源流域を維持します。
 - 給水栓までの水質管理を強化し、貯水槽水道の管理の適正化に努め、鉛製給水管の更新に努めます。
- ②いつでもどこでも安定的に水道水を供給
 - 水源施設、浄水施設、送配水施設等、基幹施設の耐震化に努めます。
 - 基幹施設のポンプ電気設備等について、水害等による浸水防止対策を図ります。

③持続可能な事業運営基盤の強化

- 少人数で運営できる人材の育成に努めます。
- 事業運営の効率化のため、外部への業務委託に努めます。
- 料金体系（用途別料金制・口径別料金制）と水道料金水準の適正化に努めます。
- 持続的な事業運営のため広報活動の充実を図ります。

④環境保全への貢献

- 省エネルギー対策を図り、水資源を有効利用するとともに、環境負荷の低減に向けた取組みを推進します。

2. 工業用水道

①工業用水の安定確保

- 給水施設の効率的な維持管理により、安定的な供給に努めます。

②災害に強い水道

- 工業用水道の耐震化を図るため、耐震性能が確保されていない施設については補強・改築・更新に努めます。
- 災害時には近畿2府4県内の工業用水道の事業者の震災時の応援体制を活用します。

■関連計画

◆高砂市水道ビジョン

基本理念：「うるおいと安心な暮らしをはぐくむ水道」

2 ごみ処理【第2部会】

〔美化センター美化第一課〕

<現況と課題>

- 一般廃棄物（ごみ）の処理を取り巻く状況は、大量生産、大量消費、そして廃棄されたごみを安全に衛生的に適正処理することから、今後ごみ減量化・再資源化・有効利用の促進等を図ることにより、環境負荷の少ない循環型社会への転換を図ることが課題となっています。
- ごみ処理の基本となる一般廃棄物処理基本計画を、新たに循環型社会の確立を目標として策定する必要があります。
- 旧焼却炉棟、旧破碎機棟の解体を実施し、その跡地に分別収集品等の一時保管場所を確保することが課題となっています。
- 焼却炉、リサイクルプラザ等の修繕料の抑制、ごみ処理施設の運営にかかる経費節減の検討、次期ごみ処理施設建設についての検討が課題となっています。

<施策の目標>

ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの減量化を推進し、ごみ処理施設の性能維持、適切な補修の実施によるコストの低減化を図ります。

また、ごみ収集の効率化を図り、有料化を検討します。

<施策の方向>

- ①ごみ収集委託業務の効率化
- ②ごみ処理施設等にかかる新たな運営方式の導入
- ③ごみ減量化の推進
- ④ごみ処理有料化導入の検討
- ⑤ごみ広域処理導入の検討

<計 画>

- ①ごみ収集委託業務の効率化
 - 直営ごみ収集体制を計画的に縮小し、業務委託を拡大します。
 - ごみ収集委託業務の契約方法を見直し、委託業務経費の節減に努めます。
- ②ごみ処理施設等にかかる新たな運営方式の導入
 - ごみ処理施設等運転委託業務について、長期包括運営委託を導入することにより経費節減に努めます。
- ③ごみ減量化の推進
 - ごみの分別品目の適正化・細分化を図り分別品目ごとの資源化、適正処理を行います。
 - 自治会、ごみ減量推進委員会等と連絡を密にとるとともに巡回パトロールの強化に努めます。
- ④ごみ処理有料化導入の検討
 - ごみ減量化の推進及びごみ排出量に応じた負担の公平化を図るため、有料化対象品目を検討し、近隣市町の動向調査及び調整を行うことにより、不法投棄防止を図りつつ有料化導入を検討します。

⑤ごみ広域処理導入の検討

○次期ごみ処理施設について、近隣市町と協議を進め広域処理の導入を検討します。

■関連計画

◆一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【1998年(平成10年)3月策定】

3 下水道【第2部会】

〔下水道部計画管理課〕

<現況と課題>

- 下水道は、国民生活を支えるための基盤施設であり、公衆衛生向上、生活環境改善、川・海・水路といった公共水域の水質改善に貢献しています。
- 近年、ゲリラ豪雨による国民の生命や財産を脅かす災害、赤潮等による漁業への被害、雨天時の合流式下水道からの未処理下水の放流による汚濁発生及び老朽施設の改築更新への対応が求められています。
- 本市では、平成20年度末の人口普及率86.7%と全国平均の72.7%より高く、県内平均の90.7%より低くなっています。
- また、平成20年度末で、164haの市街化区域で汚水整備が未普及となっており、引き続き整備促進が求められています。
- ポンプ場や浄化センターの設備が老朽化し、改築・更新が必要となっています。
- 土地利用状況の変化に伴う雨水排水区の見直しが必要となっています。
- 財政状況や時代に即応した効率的な整備手法が求められています。

<施策の目標>

快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のための汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めます。老朽化した管渠・ポンプ場・浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画的な更新工事を実施します。また引き続き水洗化促進に努めます。

<施策の方向>

- ①雨水処理対策
- ②汚水処理対策
- ③下水道事業経営健全化

<計 画>

- ①雨水処理対策
 - 雨水ポンプ場の長寿命化計画を策定し、設備を一括更新するのではなく、部品・機器の取替えによって耐用年数を延ばします。
 - 雨水ポンプ場（排水区）のネットワーク化により、近接する排水区の見直しの可能性を検討するとともに、雨水排水区の現状を考慮した効率的な雨水ポンプ場の建設を推進します。
- ②汚水処理対策
 - 平成27年度までに市街化区域の汚水整備を完了し、28年度以降に市街化調整区域の整備を効率的に実施することをめざします。
 - 耐用年数を越える老朽管渠の長寿命化を図ります。
 - 浄化センターの長寿命化計画を策定し、設備を一括更新するのではなく、部品・機器の取替えによって耐用年数を延ばします。
 - 高砂処理区合流区域からの雨天時未処理放流水及び汚濁負荷量の削減のため、合流式下水道緊急改善を実施します。

③下水道事業経営健全化

○下水道事業については、中期経営計画及び公営企業経営健全化計画に基づき、健全化を図ります。

■関連計画

◆高砂市公共下水道事業計画（高砂・伊保・北浜各処理区）、高砂市流域関連公共下水道事業計画（加古川下流処理区）

基本理念：生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の保全

4 し尿処理【第2部会】

〔美化センター美化第二課〕

<現況と課題>

- 公共下水道の普及により、し尿収集世帯及びし尿収集量が年々減少しています。下水道未整備区域のし尿収集世帯及びし尿収集量を把握し、効率的な収集体制を整備する必要があります。
- し尿処理施設の老朽化に伴い、施設全体の維持管理に要する経費が増加し、安全性と効率性の均衡を保持しつつ、計画的に施設の修繕を実施し延命化を図る必要があります。

<施策の目標>

し尿収集体制を見直し、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営に努めます。また、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域については、浄化槽の設置を推進し、水質環境の向上に努めます。

<施策の方向>

- ①し尿収集運搬体制の効率化
- ②し尿処理施設整備
- ③浄化槽設置の推進

<計 画>

- ①し尿収集運搬体制の効率化
 - 直営地区のし尿収集世帯の減少に伴い、し尿収集体制の効率化を図ります。
- ②し尿処理施設整備
 - 下水道の普及により経年的に減少しているし尿収集量を正確に予測し、し尿処理施設の修繕計画を作成します。
- ③浄化槽設置の推進
 - 下水道整備計画完了後、下水道未整備地域を対象とする浄化槽設置費助成制度について検討します。

■関連計画

- ◆一般廃棄物処理基本計画【1996年度(平成8年度)2月策定】

5 斎場【第2部会】

〔生活環境部斎苑課〕

<現況と課題>

- 国の統計データによれば、今後、死亡者数が増え続けると予想されており、火葬能力の不足が懸念されています。
- 核家族化や少子化の影響で、墓の多様化と承継者不足が問題となっています。
- 斎場開設後 25 年を経過しているなか、施設の適正な機能保持に努めています。今後は、施設及び機器の保守点検による施設・設備の耐久性向上を図る必要があります。
- 公園墓地は、新たな墓域の確保は困難な状況にあります。
- 市有墓地の適正な管理に努める必要があります。

<施策の目標>

市民の利便性の向上を図るため、管理運営の見直しを行うとともに、施設の整備、充実に努めます。また、市有墓地については、台帳整備を行い、適正な管理に努めます。

<施策の方向>

- ①斎場施設の整備・運営
- ②墓地の整備

<計 画>

- ①斎場施設の整備・運営
 - 昭和 58 年に火葬場が設置され、施設全体に経年劣化がみられることから、今後機能を維持するため、計画的な改修を行います。
 - 向上した体型に対応できる大型の火葬炉の設置及び火葬炉の増設について、検討します。
 - 施設の更新も含めた施設計画や斎場の運営管理方法について、検討します。
- ②墓地の整備
 - 市有墓地の台帳整備は目標年度を定め、関係者と調整しながら、計画的に推進します。
 - 公園墓地の運営管理方法について、検討します。

1 地球温暖化対策【第2部会】

〔生活環境部環境政策課〕〔美化センター美化第一課〕

<現況と課題>

- 地球温暖化を防止するため、一層の対策が求められており、CO₂排出量の抑制等による低炭素社会の実現が急務となっています。
- 地球温暖化の危機のみならず、資源の浪費による危機、生物多様性の危機といった地球規模での環境問題に対応していく必要があります。
- 平成19年8月中央環境審議会より「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について」が示され、平成20年3月第2次循環型社会基本計画が決定されました。これを受けた取組みを推進していきます。

<施策の目標>

地球規模の環境問題が生じているなか、循環型社会、低炭素社会をめざすため、リサイクル、省エネ・省資源等に関する意識の高揚に努めます。市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携を図りながら環境負荷低減に努めます。

<施策の方向>

- ①地球温暖化対策の推進
- ②低炭素社会の実現に向けた取組みの推進
- ③循環型社会の形成に向けた3R活動の推進

<計 画>

- ①地球温暖化対策の推進
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体で排出される温室効果ガス等を削減する対策の推進を目的とした計画を策定し、地域に密着した取組みを行います。
- ②低炭素社会の実現に向けた取組みの推進
 - CO₂排出量の抑制に関する意識啓発を行いつつ、その普及を促します。また緑地の拡大や緑化を進めるなど、地球規模での低炭素社会を実現するための取組みを推進します。
- ③循環型社会の形成に向けた3R活動の推進（4-2-2 消費生活 ③）
 - 資源の有効活用や再利用を推進し、リユース、リデュース、リサイクルの取組みに関する意識啓発を行い、循環型社会の形成を促します。

■関連計画

◆高砂市環境計画【1997年度(平成9年度)～2016年度(平成28年度)】

基本理念、目標：①安全で快適な環境づくり、②自然と共生する環境づくり、③都市活動と調和した環境づくり、④市民、事業者、市が一体となった環境づくり

◆地球温暖化対策実行計画（策定中）

2 地域環境の保全【第2部会】

〔生活環境部環境政策課〕

<現況と課題>

- 本市では、概ね良好な生活環境が維持されていますが、生活環境（大気、水質などの状況）を把握していくため、監視体制を整備し、事業者は事業活動が周辺環境に与える影響を認識するとともに、改善対策によって事業活動による影響を低減し、市民は地域の環境美化に配慮した生活を行うなど、各主体が地域の環境保全に向けた意識を高めていく必要があります。
- 生活環境の向上を図るため、時代のニーズにあった施策の検討が求められています。

<施策の目標>

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境の状況について、監視・調査体制を整え、企業や事業所等の発生源対策を実施します。

<施策の方向>

- ①高砂市環境計画等の推進
- ②発生源対策の充実
- ③監視・調査体制の充実
- ④生活環境の向上

<計 画>

- ①高砂市環境計画等の推進
 - 大気、水質、土壌などの環境資源を管理、保全し、健康で安全かつ快適な環境づくりのため、高砂市環境計画の総合的、計画的に推進します。
- ②発生源対策の充実
 - 高砂市環境保全条例等の環境関係法令及び環境保全協定を適正に運用します。
 - 河川汚濁、交通公害問題等については、市民の理解と協力を得ながら事業者、国、県と一体となった取組みを積極的に推進します。
 - PCB廃棄物処理については、トランス、コンデンサー、汚染汚泥等の廃PCBの処理が早期かつ安全に行われるよう、関係機関と一体となった取組みを推進します。
- ③監視・調査体制の充実
 - 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境の状況については、常時監視するとともに基準遵守状況の確認を行います。
- ④生活環境の向上
 - 生活環境の向上を図るため、地域の関係機関、諸団体と連携し、時代のニーズにあわせた地域ぐるみの生活環境づくりを推進します。

■関連計画

- ◆高砂市環境計画【1997年度(平成9年度)～2016年度(平成28年度)】
基本理念、目標：①安全で快適な環境づくり、②自然と共生する環境づくり、③都市活動と調和した環境づくり、④市民、事業者、市が一体となった環境づくり

1 土地利用【第2部会】

[まちづくり部まちづくり推進課・建築指導課]

<現況と課題>

- 本市は南から、臨海部の生産エリア、中央部の生活エリア、北部の自然エリアの3層構造を形成しています。
- 全国的な人口減少により、市街化調整区域の市街化区域への編入が困難となり、市街化調整区域における無秩序な土地利用が進行しています。
- 市街化区域及び市街化調整区域の適正化を図る必要が生じています。
- 用途地域の純化に向け、大規模空地の発生に即応する必要があります。
- 開発指導の充実が求められ、特に防災の観点からの指導が必要となっています。
- 建築指導の充実に向け、既存・新築建築物の安全確保や法に基づく道路の整理と指導強化が課題となっています。
- 地区計画の推進に向け、地区計画の内容を担保する条例の制定が必要となっています。

<施策の目標>

持続可能な土地利用の実現をめざし、市の資源の保全・活用、田園集落等の環境整備、無秩序な開発や市街化の防止に努めます。市街化調整区域については、緑豊かで計画的なまちづくりが形成されるよう努めます。用途地域については、宅地造成の規制・誘導により、良好な都市環境を形成します。またそれぞれの地区の特性に応じた地区計画を推進します。

<施策の方向>

- ①市街化区域及び市街化調整区域の適正化
- ②市街化調整区域のまちづくりの推進
- ③用途地域の純化
- ④開発指導の充実
- ⑤建築指導の充実
- ⑥地区計画の推進

<計 画>

- ①市街化区域及び市街化調整区域の適正化
 - 近年の人口減少傾向にある状況のなか、適切な雨水排水機能を有した市街化調整区域の都市的土地利用をめざします。
- ②市街化調整区域のまちづくりの推進（5-3-6 市街地整備 ①）
 - 都市的土地利用の高い市街化調整区域において、計画的なまちづくりが形成されるよう、面的整備や土地利用のルールづくりなどを行い、良好なまちづくりの形成に努めます。
- ③用途地域の純化
 - 良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の確保を図るため、引き続き建物及び宅地造成の規制・誘導を行います。

④開発指導の充実（4-1-3 防災 ①）

○開発指導要綱等により無秩序な開発を防止します。

⑤建築指導の充実

○建築基準法42条2項道路の後退部分の取り扱い方針の策定を検討します。

⑥地区計画の推進

○地区特性に応じたまちづくりを誘導するため、適宜地区計画を都市計画決定するとともに、地区計画の内容を担保する条例の制定をめざします。

■関連計画

◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度(平成23年度)～2031年度(平成43年度)】

2 交通施設【第2部会】

〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕

<現況と課題>

- 鉄道やバスなどの公共交通は、鉄道はJR（2駅）と山陽電鉄（4駅）、バスは神姫バス（4路線）と高砂市コミュニティバス（4路線）があります。
- JRの昼間の運行は30分間隔で、またバスの運行本数が少ない状況です。
- 本市の都市計画道路の整備率は約58%（平成20年度）で、通勤時には南北方向だけでなく、東西方向の道路でも渋滞が目立ち、通勤車両が生活道路に進入している状況がみられます。
- JR 曾根駅南側からのアクセス改善とあわせて駅周辺整備の検討が必要となっています。
- バス交通がもつ生活路線としての役割と地域特性に配慮した路線の再編成や公共交通空白地区の解消など新たな市民ニーズにあったルート、ダイヤの見直しが必要となっています。
- 幹線道路の整備は、構想段階である播磨臨海地域道路と市内都市計画道路の整合性を図り、未整備幹線の事業主体と優先順位の決定をしていくことが課題となっています。
- 生活道路の整備は、財源を確保しながら事業計画に基づき事業を実施する必要があります。歩行者と車両の分離による歩行者空間の確保、道路緑化の推進が課題となっています。

<施策の目標>

市民生活や経済活動に不可欠な公共交通網については、鉄道交通とバス交通の充実に向けた取組みを推進します。また、幹線道路、生活道路の整備を計画的に進め、歩行者に配慮した空間の確保や緑化の推進に努めます。

<施策の方向>

- ①鉄道交通の充実
- ②バス交通の充実
- ③幹線道路の整備
- ④生活道路の整備
- ⑤道路環境の改善

<計 画>

- ①鉄道交通の充実
 - JR山陽本線の利便性向上に向け関係機関に働きかけます。
- ②バス交通の充実
 - バス輸送について、さらなる市民の利便性を確保するため、利用者等への意向調査等を実施して、ルート、ダイヤの見直しを行っていきます。

③幹線道路の整備（6-1-3 工業 ②）

○(都)沖浜平津線（小松原工区）の早期完成をめざすとともに、臨海部の脆弱な道路網を強化するため、高砂西港から市街地へのアクセス道路、隣接市との連携を図る道路などの整備を進めます。

○産業関連交通と生活関連交通の混在による住宅市街地の環境悪化の改善や、阪神間等との連携強化を図るため、広域幹線道路の実現に向けた取組みを行います。

④生活道路の整備（4-1-3 防災 ①）

○狭隘道路の拡幅整備などによる道路幅員の確保に努め、渋滞への対応や、歩行者・自転車への配慮に努めます。

⑤道路環境の改善（4-1-5 交通安全 ④）

○歩行者と車両の分離などによる「安全で、歩いて楽しい歩行者空間」の確保を図るとともに、道路緑化の推進や適切な案内標識の設置に努めます。

■関連計画

◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度(平成23年度)～2031年度(平成43年度)】

3 公園・緑地【第2部会】

〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕

<現況と課題>

- 緑化の推進のため、市と市民と企業が一体となって緑豊かで潤いのあるまちづくりをめざす取組みを行っています。
- 公園等の整備状況は、平成20年度末で、市民1人あたり8.21㎡で高砂市緑の基本計画の目標である市民1人あたり20㎡と乖離しています。
- 都市公園の管理は、指定管理者を指定しています。
- 公園施設の経年劣化への対応が必要となっています。

<施策の目標>

良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進を図るとともに、公園・緑地の整備、管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図ります。

公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上します。

<施策の方向>

- ①緑化の推進
- ②公園・緑地の整備、管理

<計 画>

①緑化の推進

○公的空間（公園・緑地、道路・歩道、河川、駅前、学校など）と私的空間（住宅、駐車場、工場など）の緑化を促進し、これらを結ぶ「緑のネットワークの構築」の実現に努めます。

②公園・緑地の整備、管理（5-3-4 河川・港湾 ①）

○防災機能も有する公園・緑地の面積の拡大に努めるとともに、経年劣化した公園施設の計画的な修繕を行うなど、安全性や防災性の向上に努めます。

○公園・緑地の管理は、公園・緑地のもつ機能を生かし、利用者が安全で快適に利用するため、市民参加の促進や指定管理者との連携を図るなど、効果的な維持管理体制の強化に努めます。

■関連計画

◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度（平成23年度）～2031年度（平成43年度）】

◆高砂市緑の基本計画【1998年度（平成10年度）～2015年度（平成27年度）】

基本理念：市と市民と企業が一体となって緑豊かで潤いのあるまちづくりをめざします。

4 河川・港湾【第2部会】

〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕

<現況と課題>

- 大雨や高潮の影響を受ける河川は、浸水対策を図り安全性確保のため整備を実施することとしていますが、財源確保、事業主体の明確化が必要となっています。また、老朽化し、破損が目立つ大木曾水路の改修が課題となっています。
- 高砂西港の再整備などは、高砂西港等再整備促進協議会で報告書が取りまとめられ（H21.4）、平成20年代中期の完成をめざしています。
- 港湾へのアクセス道路の整備が課題となっています。
- 市民が自由に訪れることが困難な沿岸域の有効利用のため、既存親水空間の再整備や新たな親水空間の整備が検討されています。

<施策の目標>

臨海部の活性化に向け、河川・港湾を整備、活用し、沿岸域の利用を促進します。河川については、浸水対策を図り安全性確保のための整備を行うとともに、河川空間とまちの空間の融合を図る“かわまちづくり”を進めます。また、港湾と沿岸域を親水空間として活用し、市民や来訪者が憩える施設の整備を検討します。

<施策の方向>

- ①河川の整備
- ②港湾の整備
- ③沿岸域の利用

<計画>

①河川の整備（5-3-3 公園・緑地 ②）

○河川は上水の供給、灌漑用水、防災等の重要な役割を担っていますが、河川流域の都市化により、自然の保水能力や遊水機能が低下していることから、水害などに対する安全性の確保に努めます。

○間の川、鹿島川・松村川の浸水対策の整備計画を策定し、事業を実施します。

○老朽化が著しい大木曾水路の再整備に取り組みます。

○川や水辺のもつ多様な機能（景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等）を発揮させるため、“かわまちづくり”を推進します。

②港湾の整備

○高砂西港の再整備など、高砂みなとまちづくり構想の実現に向けた取り組みを進めます。

○海からの来訪者が気軽に安心して立ち寄り利用でき憩える施設の整備を検討します。

③沿岸域の利用

○沿岸域の土地利用を図るため、関係機関と連携し、市民が自由に訪れることができる親水空間の創出や再整備に努めます。

■関連計画

◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度（平成23年度）～2031年度（平成43年度）】

◆高砂みなとまちづくり構想【2005年度（平成17年度）～2025年度（平成37年度）】

基本理念：市民、企業、行政の融和、連携、参画と協働によりつくりあげる高砂みなとまち ～輝く高砂みなとまちミュージアム構想～

5 市営住宅【第2部会】

〔まちづくり部管理課〕

<現況と課題>

- 本市の市営住宅は、ほとんどが建築されてから50年以上経っています。
- 市営住宅の整備は、建替計画のための財源確保が必要となっています。
- 整備に伴い、建替えによる家賃の上昇への対応、老朽化住宅からの移転先の確保が必要となっています。
- 高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直し、空き家となった木造住宅の取り壊しに着手する必要があります。

<施策の目標>

市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直しを図ります。県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。

<施策の方向>

①市営住宅の整備

<計 画>

①市営住宅の整備

- 再生マスタープランを見直し、県の地域住宅計画との整合を図りながら、市営住宅の整備計画を策定し、整備を進めます。
- 市営住宅の統廃合を含めた必要戸数について検討するなど、将来人口予測、入居者のニーズ等を勘案した計画を策定します。
- 障がい者や高齢者の単身または夫婦が自立して安全かつ快適な生活をおくれるよう、福祉施策との密接な連携による住宅づくりを推進するとともに、福祉サービスが配慮されたシルバーハウジング※1の整備に努めます。
- 住宅環境の改善のため、老朽化した木造住宅の解体を進めるとともに、市営住宅跡地の利活用について検討を行います。

■関連計画

- ◆高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）（策定中）

※1 シルバーハウジング

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様等が施されるとともに、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）による緊急時における連絡等のサービスが提供され、高齢者が安心して住めるような公共賃貸住宅

6 市街地整備【第2部会】

[まちづくり部管理課・まちづくり推進課・建設課]

<現況と課題>

- スプロール化※1が顕著な区域や密集市街地が多く、適正かつ安全な土地利用が成されていません。
- 密集市街地等において良好な宅地の確保が課題となっています。
- 鉄道駅および駅周辺では、線路による市街地の分断、歩行者・自転車と自動車の交錯等がみられ、安全・安心と交流のある駅前にふさわしいまちの形成が課題となっています。
- 自転車は、自動車に代わる交通手段として見直され都市の移動手段の主役となる可能性と環境施策の一環としての利用増の可能性があります。
- 駐輪場内の長期放置自転車の仮置き場所の確保及び駐輪場の整備が必要となっています。
- 地籍調査は、市域全体の調査の実施が求められています。

<施策の目標>

鉄道駅周辺の交通の利便性を図るとともに、市街地再開発事業等の適用を検討し、再編整備を推進します。駅前広場においては、人々の交流が図れる計画的整備により市街地としての活性化を推進します。また、鉄道等により分断されている市街地については、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のため、連絡路等の整備を検討します。

<施策の方向>

- ①良好な宅地の確保
- ②鉄道駅周辺整備の推進（駅前広場、駐輪場、放置自転車対策を含む）
- ③地籍調査の推進

<計 画>

- ①良好な宅地の確保（5-3-1 土地利用 ②）
 - スプロール化が顕著な区域や密集市街地における良好な宅地の確保のため、地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画など、生活道路の改良を含む面整備手法を検討します。
 - 都市計画道路沖浜平津線（小松原工区）の整備にあわせた小松原地区のまちづくりを推進します。
- ②鉄道駅周辺整備の推進（駅前広場、駐輪場、放置自転車対策を含む）
 - 鉄道駅周辺は、交流拠点として位置づけられていることから、駅前広場や駐輪場の整備など交通の利便性を図るとともに、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のための連絡路等の整備、市街地再開発事業等の都市基盤の再編整備を検討します。
 - JR宝殿駅南口の再開発等について、加古川市及び宝殿駅附近都市整備協議会と検討します。
 - 駅周辺環境の向上のため、放置自転車対策を推進します。

③地籍調査の推進

○市街地部における地籍調査の早期完了をめざします。

■関連計画

◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度(平成23年度)～2031年度(平成43年度)】

※1 スプロール化

市街地の無計画な郊外への虫食いの拡大のことであり、都市生活に必要な公共施設の整備も伴わずに点々と農耕地や山林を食いつぶす形で無秩序に市街地を形成していく状態

7 景観まちづくり【第2部会】

〔生活環境部市民活動推進課〕〔まちづくり部まちづくり推進課〕

<現況と課題>

- 高砂町のほとんどの区域が、平成17年度に歴史的なまちなみ等を保全する「景観形成地区（兵庫県条例による）」に指定され、建替え等にあたってのルールが定められました。
- 指定区域のさらなる景観の保全・創造のPRが必要となっています。
- 市内各地区において、歴史、文化、自然環境等の地区特性に応じた景観まちづくりの方向性を明らかにする必要があります。
- 屋外広告物の規制・誘導に関して、違反広告物対策を計画的に推進する必要があります。
- 住居表示制度の適切な運用をめざすため、住居表示管理システムを導入し、住居表示図を従前の紙媒体の管理から電子媒体へ移行するなど、住居表示台帳の再整備が望まれています。

<施策の目標>

美しく魅力的なまちの創出、うるおいとゆとりのある景観づくりのためには、自分たちのまちを自分たちで創り守るという市民意識の醸成が必要不可欠となります。歴史、文化、自然環境と調和した景観の保全と創造に向け、屋外広告物を適切に規制・誘導するなど、良好な景観形成への取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①景観の保全・創造
- ②屋外広告物の規制・誘導
- ③住居表示の整備

<計 画>

- ①景観の保全・創造
 - 高砂みなとまちづくり構想及び同行動計画に基づく取組みを推進します。
 - 景観形成地区指定のPRを図ります。
 - 高砂市歴史文化基本構想に基づく取組みを推進します。
- ②屋外広告物の規制・誘導
 - 違反屋外広告物対策に積極的に取組みます。
- ③住居表示の整備
 - 合理的でわかりやすい住居表示を推進し、市民生活の利便性の向上を図るとともに、事務の効率化を図ります。

■関連計画

- ◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中）

【2011年度(平成23年度)～2031年度(平成43年度)】

- ◆高砂みなとまちづくり構想【2005年度（平成17年度）～2025年度（平成37年度）】
基本理念：市民、企業、行政の融和、連携、参画と協働によりつくりあげる高砂み
なとまち ～輝く高砂みなとまちミュージアム構想～
- ◆高砂市歴史文化基本構想（策定中）

まちが元気であるためには、地域産業の進展を図らなければならないことから、産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企業活動の拡大、充実を図り、地産地消の推進に取り組み、いきいきとした元気のあるまちづくりを進めます。

また、観光や地域交流を振興し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

第1節 伝統的、先端的な産業の振興

1 農業 2 水産業 3 工業 4 商業

第2節 勤労者対策の充実

1 勤労者対策

第3節 地域資源を活かした観光の振興

1 観光 2 地域交流

1 農業【第2部会】

〔生活環境部産業振興課〕〔まちづくり部建設課〕

<現況と課題>

- 農業を取り巻く環境は深刻な状況にあり、食料自給率の低下、後継者不足、耕作放棄地の増加、農家人口の長期減少、米離れ・日本食離れ、グローバル化に伴う輸入農産物の増加による競争力低下等の深刻な状況があります。
- 本市では、農業従事者の高齢化とともに後継者不足が進み、次の農業の担い手の育成が必要となっています。
- また、遊休農地と耕作放棄地が徐々に増加し、農地転用により農地の点在化が進んでいるため、生産基盤の整備を推進するとともに、遊休農地を活用した市民農園の設置について、検討を進める必要があります。
- 水路、ため池、農道などは、整備されてからかなりの年数がたって老朽化が進んでおり、早急に整備することが求められています。

<施策の目標>

農業従事者の高齢化と後継者不足にともない、遊休農地や耕作放棄地が増え、農地転用とも相まって農地の点在化が進んでいるなか、農業振興に向け、生産基盤の整備、担い手の育成、遊休農地の解消に取り組めます。

<施策の方向>

- ①生産基盤の整備
- ②担い手の育成
- ③遊休農地の解消

<計 画>

- ①生産基盤の整備
 - 老朽化した水路やため池の改良や改修、未改修水路の改良や整備を推進します。
- ②担い手の育成
 - 近代化資金融資の利子補給など新規就農者や担い手の支援を行います。
 - 地産地消推進のための基盤整備を推進するとともに、担い手となりうる農業生産法人やNPO法人への支援を推進します。
- ③遊休農地の解消
 - 遊休農地の有効活用のために、市民農園開設など、国の農業施策の導入や、国の施策を補完する本市の現状に応じた事業創設に努めます。

2 水産業【第2部会】

〔生活環境部産業振興課〕

<現況と課題>

- 水産業をめぐるのは、国際的な漁業規制や周辺水域の資源悪化等による漁業生産の減少、担い手の減少・高齢化の進展等内外の諸情勢が大きく変化しています。
- 本市では、播磨灘を主要漁場とした沿岸漁業とのり養殖が営まれています。漁獲量の減少、漁業従事者の減少・高齢化が進んでいるため、漁業環境の改善が求められています。
- 漁業生産活動をめぐる諸条件が悪化するなか、漁場環境の整備、資源の増大を図るため、関係機関との連携のもと、つくり育てる漁業の振興が重要となっています。
- 担い手の確保、育成に努めるとともに、市内4漁業協同組合の合併推進など漁業経営の体質強化を図る必要があります。

<施策の目標>

関係機関との連携のもとに種苗放流事業などを実施し、水産資源の維持、培養、漁場の再生産力の強化に努め、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」の定着や付加価値の高い品目の育成を図り、資源管理型漁業をめざします。

また、担い手の高齢化や後継者不足を解決するため、漁業経営の安定と近代化・合理化を図り、魅力ある環境づくりに努め、生産から販売に至る効率的なルートの整備を進めます。

<施策の方向>

- ①漁場環境の整備
- ②水産資源の確保
- ③経営の近代化
- ④漁業協同組合の経営基盤の強化

<計 画>

- ①漁場環境の整備
 - 海の保全活動を実施するため、漁業協同組合と連携し漁場の環境整備に努めます。
- ②水産資源の確保
 - つくり育てる漁業の振興のため、種苗の生産、放流事業の拡充に努め、保護育成区域を設定するなど水産資源の確保を実施します。
- ③経営の近代化
 - ヒト、モノ、カネ、情報という経営資源に関して、漁業経営者が時代に即した技術の習得や経営手法の導入が検討できるような支援を行います。
- ④漁業協同組合の経営基盤の強化
 - 組合員の高齢化や、新たな水産業協同組合法の施行に伴い市内4漁業協同組合の合併を促進し、操業や施設の共同化、協業化を進め生産性の高い漁業経営を推進し、担い手の育成に努めます。
 - 直売所などの流通機構の整備を進めていくとともに、遊漁等の観光漁業の推進を実施します。

3 工業【第2部会】

〔生活環境部産業振興課〕

<現況と課題>

- 工業を取り巻く環境は、技術革新による省力化、情報の高度化及び消費者ニーズの多様化への対応などに加え、景気低迷の長期化、世界的金融危機の深刻化や株式・為替市場の大幅な変動の影響を背景に、厳しい状況下にあります。
- 市の経済基盤を支えるかけがえのない工業の発展をめざし、生活環境との調和を保ち、本市の誇る多彩な工業の振興が必要となっています。
- 中小企業の経営指導の充実など経営基盤の強化を図るとともに、時代を先導する新産業への誘導が必要となっています。
- 企業誘致のためのインフラ※1の整備が課題となっています。
- 現経済情勢を反映した、企業立地促進法に基づく基本計画の見直しが必要となっています。
- 産業活力再生地区内の工場跡地への企業誘致を進め、関係企業と協議する必要があります。

<施策の目標>

地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県、商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。

<施策の方向>

- ①工業の振興
- ②企業誘致の促進

<計 画>

- ①工業の振興
 - 国、県、市の融資制度活用のPR方法を構築し、融資の推進を図ります。
 - 地域技術活用ものづくり産業の市外、国外への流出を防ぐため、県、商工会議所と連携しつつ、事業所の状況を把握し、育成支援に努めます。
 - 退職者等の人材活用や技術を活かせる制度の構築に努めます。
- ②企業誘致の促進（5-3-2 交通施設 ③）
 - 産業活力再生地区の工場跡地に、先端技術活用ものづくり産業とその関連産業を誘致し、基幹産業として育成します。
 - 企業誘致を促進できるような条件の確立やインフラの整備を行います。
 - 企業立地促進法に基づく基本計画を見直し、推進します。

■ 関連計画

◆ 企業立地促進法に基づく基本計画

計画のポイント：情報家電分野を中心とした先端技術活用ものづくり産業の誘致・集積をめざす。

地域技術活用ものづくり産業の事業高度化や競争力強化を図る。
大型放射光施設SPring-8を活用した産学官共同研究プロジェクトの推進や、企業の技術者養成、技術相談など利用支援の強化を図る。

※1 インフラ

路や港湾、鉄道などといった一般の社会経済基盤

4 商業【第2部会】

〔生活環境部産業振興課〕

<現況と課題>

- 消費者ニーズの変化と商業集積施設等の進出により、従前の商店街は空き店舗が目立ち、人の流れも少ないなど、商業力の低下がみられます。
- 市民が豊かな消費生活をおくるためには、多様化、高度化する消費者ニーズと利便性に対応した、魅力ある商業の振興を図る必要があります。
- 小規模商店等の経営の近代化を支援するとともに、大型小売店舗との均衡ある発展を図る必要があります。
- 健全な商業の集積と環境改善のための整備を求められています。
- 各商業地域の特性をふまえた個性的な事業者の育成や商店街の活性化を推進していくことが課題となっています。
- 商業の将来を見据えた事業を実施するには、関係機関との連携が必要となっています。

<施策の目標>

市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また、商業団体や商店街との連携により、商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。

<施策の方向>

- ①商業の活性化
- ②商業の振興
- ③商業環境の整備

<計 画>

- ①商業の活性化
 - 市内消費活性化事業の実施を推進します。
 - 商業団体や商店街と連携し、商店街活性化事業活用の研究研修等を行います。
 - 地域ブランド商品の開発と普及、啓発を進めていくことにより地元商業の活性化を促進します。
- ②商業の振興
 - 国、県等の融資制度を活用し、空き店舗対策など商業の活性化に向けたソフト事業を民間と協力しながら進めます。
- ③商業環境の整備
 - 地域の特性を考えた商業環境の整備を検討します。

1 勤労者対策【第2部会】

〔生活環境部産業振興課〕

<現況と課題>

- 最近の経済情勢は、世界的な金融危機が日本経済に影響を強く及ぼしており、本市においても景気の悪化に伴う雇用率の低下及び失業率増加が進むなかで、地域の経済団体や関係機関が一体となり、緊急の雇用対策に取り組むことが重要となっています。
- 勤労者福祉に関して社会生活の変化により、福祉事業のあり方について方向性を打ち出す必要があります。
- 関係機関と連携し、労働環境の改善に努めるとともに、中小企業の勤労者に対する支援を行う必要があります。
- 技術継承に関しては、経験豊富な高齢者がもつ技術と知識を有効活用する環境づくりが必要となっています。

<施策の目標>

雇用情勢の変化により、就労状況が厳しくなるなか、関係機関との連携のもと、労働環境を整備し、女性、高齢者、若年者、障がい者など多様な市民がそれぞれの能力を発揮しいきいきと働ける社会の実現をめざします。また、雇用の確保や勤労者福祉の充実に努めます。

<施策の方向>

- ①労働環境の整備
- ②雇用の確保
- ③勤労者福祉の充実
- ④職業技術と知識の承継

<計 画>

- ①労働環境の整備
 - 女性、高齢者、若年者、障がい者など多様な市民が、ゆとりある労働環境のなかで各々の能力を発揮できるような広報活動や調査活動を実施します。
 - 労働者を取り巻く環境が激変するなか、行政が担うべき公共サービスと民間で可能なサービスの発掘に努めます。
- ②雇用の確保
 - 安定した雇用の場を確保するため、地域産業の振興はもとより、企業誘致や資金調達などの事業者への支援及び就労支援を目的とするネットワーク構築について、地域の経済団体及び県や公共職業安定所等の関係機関と連携し雇用の拡大に向けた取り組みを行います。
- ③勤労者福祉の充実
 - 余暇の充実した豊かな勤労生活がおくれるよう、勤労者及び労働福祉団体等と連携し、文化・スポーツ・レクリエーションの機会の拡充や余暇活動に関する情報提供等を図ります。

④職業技術と知識の承継

- シルバー人材センターと共に、技術承継のための派遣プログラムや団塊の世代を活用したIT事業プログラムなど、新たな事業を加えた取組みに努めます。

1 観光【第2部会】

〔生活環境部産業振興課〕

<現況と課題>

- 高砂市を訪れる観光客は、年々減少する傾向がみられる。
- 本市では、恵まれた自然環境や文化財を保全、保護しているにもかかわらず、観光資源としてのネットワーク化が形成されていないという現状にあります。
- 少子高齢化の進展や団塊世代の退職が進み、人々の価値観が変化するなか、物見遊山的な観光から、体験型観光へのニーズが高まっています。
- 観光ニーズの多様化に対応し、来訪者が感動するような新たな体験活動の提供や観光拠点の整備とPRが必要となっています。
- 市内で完結する観光のみならず、広域連携により東播磨地域の魅力や素晴らしさが体感できるプログラムづくりや観光ルートの設計が課題となっています。

<施策の目標>

来訪者にとっても地元市民にとっても魅力を感じ集客につながる観光資源やルートの再構築を検討します。また、観光協会等関係機関と連携した観光案内施設の整備も検討します。

<施策の方向>

- ①観光資源の開発
- ②観光施設の整備
- ③観光事業の推進

<計画>

- ①観光資源の開発
 - 市内各神社での秋祭りや観月能といった伝統文化を観光資源としてとらえ、内外へのPRを推進します。
 - たかさご万灯祭を全国的に有名なイベントにするとともに、会場を構成する街並みや建築物、寺社等を観光資源として整備します。
- ②観光施設の整備
 - 観光協会、東播磨ツーリズム振興協議会と連携した観光案内施設について検討します。
- ③観光事業の推進
 - 観光地を東播磨地域としてとらえた周遊型観光事業の検討とツーリズム事業の開発を行います。
 - ブライダル都市高砂の新たな展開を検討します。

2 地域交流【第2部会】

〔生活環境部市民活動推進課〕

<現況と課題>

- 国内の地域交流は、他地域の異なる文化、歴史、習慣にふれたとき、教養や見聞を広めることができます。
- 交流は、互いのふるさとについての理解と愛着、そして誇りに気づくきっかけとなり、まちづくりに対する関心と意識を高めるうえでも重要な役割を果たします。
- 本市では、平成17年以降親善的な交流を行っている都市がないため、今後、兵庫県下の市町との多面的な連携・交流を推進していく必要があります。
- 産業の集積、地元資源、特性を活かした観光・レクリエーション機能の充実を図る必要があります。
- 全国規模で多方面の人々と多様な交流を行い、視野を広め自らのまちづくりに生かしていくことが望まれます。

<施策の目標>

観光の形態の多様化に対応し、新たな地域交流の創出を支援します。広域展開を図るための基盤整備、交流拠点の形成、地域のブランド化、新たな地域文化の創造を通して、観光や産業とも連動した活性化を図ります。

<施策の方向>

- ①交流拠点の形成
- ②地域のブランド化と情報発信
- ③新たな地域文化の創造

<計 画>

- ①交流拠点の形成
 - 新たな観光資源の発掘と創出により、地域性、地元資源を活かした観光・レクリエーション拠点の整備・充実に努めます。
- ②地域のブランド化と情報発信
 - まちの魅力を再発掘、再発見し、まち全体のブランド化を図るとともに、新しい事業プロモーションを行い、高砂市のイメージアップにつながる多様な情報についてホームページ等を通じて積極的に発信します。
- ③新たな地域文化の創造
 - 地域の特性を相互に補完しあえる国内都市との多様な交流に努め、それぞれのまちの歴史や風土等にふれあうことによって、新たな地域文化の創造を促進するとともに、地域の活力や魅力を高めます。

市民にわかりやすく透明性のある行財政運営を図り、地域の市民生活に根ざした都市を創出していくため、計画の推進に向けた評価、見直しを徹底し、効果的で効率的な行政経営を推進します。

また、広域的な視点に立ったまちづくりを進めるとともに、情報化社会に対応した行政サービスの提供に努めます。

第1節 効率的な執行体制の整備

1 行財政運営 2 組織・人事管理 3 事務管理

第2節 広域連携、情報化の円滑な推進

1 広域行政 2 情報施策

1 行財政運営【第1部会】

〔企画総務部企画政策課〕〔行財政改革推進室〕〔財務部財政課〕

<現況と課題>

- 本市の財政は、景気後退による税収の落ち込み、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、市民病院をはじめとする他会計への繰出金の増加、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、構成比の高い人件費等により厳しい状況にあります。
- 状況の改善に向け「持続的な健全経営を保障できる体制づくり」を進め「高砂再生」を図るため、従来より一歩踏み込んだ行財政改革を推進していく必要があります。
- 「財源の裏づけのある実効ある計画行政」を実現し、マネジメントシステムの確立、縦割りを廃した機動的でスリムな機構により「経営体制の整備」を進め、「行政運営から行政経営への転換」を図っていくことが重要な課題となっています。
- 変化に即応できる執行体制に向けて事業の進行管理を図る必要があります、行政評価制度等によるPDCAサイクル※1に基づいた事業の改善と見直しが必要となっています。
- 制度面では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び新公会計制度の導入に伴い、公営企業及び土地開発公社を含めた形での財政の健全な運営が求められ、歳入に見あった持続可能な財政構造の構築に積極的に取り組む必要があります。
- 経営面では、「事業の選択と集中」により改革・再編するとともに、国の動向も注視しながら地方分権の受け皿づくりを進めていくことが求められています。

<施策の目標>

持続的な健全経営を保障できる体制づくりをめざし、「高砂再生」を図るための行財政改革を推進します。財源の裏づけのある実効ある計画行政を実現し、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）※2の考え方を取り入れ、地域経営視点での行財政運営を図ります。

<施策の方向>

- ①財政運営の健全化
- ②行政改革の推進
- ③効果的・効率的な行政経営の推進

<計 画>

- ①財政運営の健全化
 - 市としての自治と自立性を保つため、財政健全化法で示される指標の達成はもちろんのこと、市民病院改革プランの着実な遂行や土地開発公社経営健全化計画の実施など、真の財政健全化に向けた課題に集中的に取り組めます。
 - 歳入総額の見積りから歳出総額を見込み、政策的経費、事業経費及び経常経費への配分並びに事業の優先順位を決定する方法により、持続可能な財政運営の構築をめざします。
 - 新公会計制度による財務4表等を分析活用するとともに、市民に対し財政状況や財政見通しをわかりやすい方法で積極的に公表します。

②行政改革の推進

○行政改革大綱に基づく実施計画を事項・項目ごとに進捗管理し、未達成のものについてはフォローアップを徹底し、必要に応じて新たな項目を設定しつつ、簡素で効率的な行政の確立をめざします。

○職員の意識改革を図りコスト意識を徹底させるとともに、市民に対する説明責任を果たしつつ地域との協働を推進します。

③効果的・効率的な行政経営の推進

○資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の効果的な配分による有効活用により、簡素で効率的な組織・機構のもと、質の高い行政サービスの提供に努めます。

○受益者負担の適正化、税料等の徴収率の向上など歳入の確保に努め、歳入に見合った歳出構造の構築に努めます。

○行財政運営においては、PDCAサイクルに基づき、費用対効果のある成果重視のシステムを構築し、持続可能な行政経営を推進します。

○経営体制を整備し、歳入の確保、総人件費の抑制、事務事業の見直し、民間力の活用により、行政運営から「行政経営」への転換を図ります。

■関連計画

◆第4次高砂市行政改革大綱

【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本理念：「持続的な健全経営を保障できる体制づくり」を進め、「高砂再生」を図る。

※1 PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと

※2 NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）

民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供をめざすという考え方

2 組織・人事管理【第1部会】

〔企画総務部総務課・人事課〕

<現況と課題>

- 地方制度改革の進行や地方分権による委譲事務が拡大するなか、地方自治体には、多様化・高度化する市民ニーズへの適正で効率的な対応が求められています。
- NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）※1の考え方をとり入れた行政運営を導入するとともに、多様な市民ニーズに対応する行政サービスを迅速かつ的確に提供できる行政経営及び体制づくりが課題となっています。
- 地方分権が進むなかで、まちの個性を創出し、行政と市民との協働による市政運営を推進するためには、職員の政策形成能力や業務遂行能力などの向上が重要となっています。
- 総人件費の抑制を図るなかで適正な定員管理が求められており、簡素で効率的な組織運営を行うために、組織の活力を生む人事制度の確立と人材の育成が必要となっています。

<施策の目標>

多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、職員の政策形成能力、業務遂行能力を高め、適正な定員管理、適材適所の人事配置を推進するとともに、スリムで機能的な執行体制の確立をめざします。

<施策の方向>

- ①組織の活性化
- ②人事管理の適正化
- ③人材育成の推進

<計 画>

- ①組織の活性化
 - 多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、組織や職員の横のつながりを強固なものとし、スリムで機能的な組織の構築に努めます。
 - 施策等の進行管理及び行政評価、予算・財政、さらには新規事業の立案といった行政経営の連携強化を図ります。
 - 個別課題の解決や新規施策の立案・執行に必要な予算や権限をもったプロジェクトチームの活用など、弾力的かつ機動的な行政運営に努めます。
- ②人事管理の適正化
 - 適正な定員管理の推進を図るとともに、適材適所の人事配置を推進します。
 - 活力と組織力の向上を図るため、人事評価制度の適切な運用に努めます。
- ③人材育成の推進
 - 職員の政策形成能力、業務遂行能力を高めるとともに、柔軟な発想で事業を企画推進できる職員を育成します。
 - 「職場管理」「人事管理」「職員研修」を相互に関連づけ、職員一人ひとりの自己啓発意識を促し、自ら学習する意欲をもつ職員を育成します。

■関連計画

◆定員適正化計画

◆人材育成基本方針

※1 NPM (ニュー・パブリック・マネジメント)

民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供をめざすという考え方

3 事務管理【第1部会】

〔企画総務部総務課・企画政策課・秘書広報広聴室・情報政策課〕
〔行財政改革推進室〕

<現況と課題>

- すべての部門の施策・事業について徹底的に見直し、「事業の選択と集中」を図る必要があります。
- 市政への市民参画と協働によるまちづくりを行うためには、行政情報の積極的な公開と説明責任が必要であり、すべての市民が市政の情報を容易に取得できるよう多様な提供手段について工夫する必要があります。
- 高度情報化が進みデジタル技術の進歩やデジタル基盤の整備を通じ、情報システムを「所有」する時代から「利用」する時代が変わっています。
- 本市においては、平成4年に高砂市電子計算機システムが整備されて以降、順次事務の効率化を積極的に推進してきましたが、行政事務において、まだ電算化されていない分野もあり、今後もOA化の推進が必要となっています。
- 市庁舎は、昭和32年に建設され、建物の老朽化や行政需要・事務量の増大による狭隘化などにより、安全で十分な市民サービスを提供するうえで支障が生じる状況がみられ、問題解決を図るために、庁舎を整備する必要があります。

<施策の目標>

施策・事業については、事業仕分けの考え方にに基づき見直します。

複雑かつ多様化する行政需要に対し、迅速かつ的確な市民サービスを提供するため、広範囲な行政分野におけるOA化の高度利用を推進します。

市民サービスの拠点としての庁舎の整備をめざします。

<施策の方向>

- ①事務事業の見直し
- ②情報公開制度の充実
- ③個人情報保護制度の充実
- ④行政情報化の推進
- ⑤庁舎の整備

<計 画>

- ①事務事業の見直し
 - 内部事務の見直しを徹底するとともに、施設のあり方を検討し適正な活用に努めます。
- ②情報公開制度の充実
 - ファイリングシステムの活用により公文書の適正な保管に努め、文書検索を容易にし、情報公開を推進します。
 - 市政の透明性を高め、信頼される行政を実現するため、市民が必要とする行政情報を積極的に公表・公開します。
- ③個人情報保護制度の推進
 - 個人情報の流失によって市民の権利や利益が侵害されないよう、個人情報の取得や管理を適正に行います。

④行政情報化の推進

- 戸籍事務を正確かつ迅速に進めるため、戸籍システムの導入を図ります。
- 各種地図データの共有化のため、統合型地理情報システム※1の整備を図ります。

⑤庁舎の整備

- 市民にとって利便性が高く、また多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる庁舎の整備を図ります。

※1 統合型地理情報システム

総合的な行政情報システムの整備の一環で自治体の部署間で共通に利用できる空間データを論理レベルで一元的に整備・管理し、それを全庁で活用できる環境（インフラ面、ハードウェア・ソフトウェア）を具備したシステムである。自治体の情報化の最終形態とされ、事務事業の効率化を図るだけでなく、地域情報化という観点もふまえて、より高度な住民サービスの提供も期待できる

1 広域行政【第1部会】

〔企画総務部企画政策課〕

<現況と課題>

- 国では地方自治体に対する規制や予算、法制等の改革が議論され、今後さらなる地方分権が進むと考えられます。
- 行政サービスの提供においては、既に広域展開を図っている施策や分野があり、他市町との連携による体制づくりが推進されています。
- 大規模災害や医療、ごみ処理など広域的な視点から取り組むべき課題について、将来を見据えて他市町や県との連携・協調を図っていく必要があります。

<施策の目標>

市民のライフスタイルの変化に伴う生活圏の拡大や地方分権社会の進展による新たな行政ニーズに的確に対応するため、自治体間の連携を強化し、共通の地域課題への取組みを進めます。また、各市町の施設や資源を相互に活用するなど、広域ネットワークの充実による行政サービスの向上と広域の利点を生かした効率的、効果的な行政運営を推進します。

<施策の方向>

- ①広域行政の推進
- ②広域的な連携の強化

<計 画>

- ①広域行政の推進
 - 近隣市町をはじめ、他の自治体と連携を図り、広域的な視点から市町の枠組みを超えた様々な課題に柔軟に対応していくとともに、より効率的で、効果的な広域行政を展開します。
 - 新たな社会システムの導入やさらなる自治体の再編等も見据え、地方自治に関する制度についての調査研究を進めます。
- ②広域的な連携の強化
 - 広域的な連携に基づき、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進するとともに、多様な交流機会の創出に努めます。
 - 各市町の独自性を尊重しつつ、観光、防災、消防・救急、行政情報の発信など様々な分野で幅広いネットワークの形成を進めます。

2 情報施策【第1部会】

〔企画総務部秘書広報広聴室・情報政策課〕

<現況と課題>

- 情報通信基盤や技術の発達は、生活の利便性の向上や企業活動の効率性を高め、新たなサービスの創出などを通して、社会経済の発展に大きく貢献しています。情報化社会が進み、市民生活においてパソコンやインターネットが身近なものとなり、行政としても情報通信技術を活用した施策に取り組んでいく必要があります。
- 本市においても、情報発信のためのホームページ等を充実させる努力が必要となっています。
- 市民からの行政手続きについて、インターネットを利用して行えるよう電子申請システムを導入していますが、十分に活用されるよう普及していく必要があります。
- 情報技術の進展とともに、市民が利用しやすい行政サービスを提供できるよう、市民サービスの電子化を一層推進していく必要があります。

<施策の目標>

情報化社会がさらに進むなか、情報発信手段のホームページを充実し、市の情報を積極的に市内外に発信します。また、電子申請システムの普及啓発に努め、市民が利用しやすい行政サービスを提供できるように市民サービスの電子化を推進します。

<施策の方向>

- ①ホームページの充実
- ②情報施策による市民サービスの向上

<計 画>

- ①ホームページの充実（1-1-2 広報・広聴 ①）
 - より多くの市民が、新鮮な情報をいつでも、どこからでも得ることができるホームページの充実に向け、動画配信など新たなコンテンツの充実を図ります。
 - インターネットの双方向性を活用して市民との対話をより充実させ、市民と行政の信頼関係の構築に努めます。
- ②情報施策による市民サービスの向上
 - 体育施設などの使用状況の確認や施設の予約などの際、インターネットを利用して市民が自宅で申請できる施設予約システムを導入します。
 - 図書館の蔵書検索や貸し出し状況などを市民がいつでも確認できる図書館システムの導入を図ります。
 - 自宅で市役所の窓口業務の申請ができる電子申請事務の拡充を図ります。